

農業生産基盤強化プログラム

令和元年 12 月

I. プログラムの趣旨

我が国農業は、国民の必要とする食料の安定供給を図るため、食料自給率の向上を目指す中、担い手不足や農地の減少に加え、頻発する自然災害やCSF等の家畜伝染病の発生、農産物貿易をめぐる国際環境の変化など、様々な政策課題に直面している。

今後、我が国農業を持続的に発展させていくためには、海外で高まるニーズを捉え、輸出を更に拡大するとともに、こうした新しい需要にも対応できるよう、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化を図り、農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業へとしていかなければならない。

このため、これまでの農政全般にわたる改革に加えて、新たに生産基盤の強化を目的とする政策パッケージとして「農業生産基盤強化プログラム」を策定し、これに基づく以下の取組を重点的に推進することで、強い農業・農村を構築し、農業者の所得向上を実現していく。

II. プログラムの構成

1. 輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大
2. 肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト
3. 新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化
4. 水田農業における高収益作物等への転換
5. スマート農業の現場実装とデジタル政策の推進
6. 農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進
7. 棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化
8. 食品産業・ベンチャー企業等との連携強化
9. 人手不足にも対応した食品流通の合理化
10. 激甚化する自然災害への対応の強化
11. CSF・ASFなど家畜疾病対策の強化

Ⅲ. 主要な施策

1. 輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大

農林水産物・食品輸出促進法に基づき、農林水産大臣を本部長とする農林水産物・食品輸出の司令塔組織を設置し、関係省庁が緊密に連携して輸出拡大に取り組む体制を整備するとともに、海外需要の開拓と加工・流通施設の整備等の生産基盤の強化を一体的に行い、生産者の所得向上につながる輸出を促進する。

- ①輸出促進を担う司令塔組織を農林水産省に創設し、令和2年4月に輸出促進に関する政府の新たな戦略（基本方針）を定め、実行計画（工程表）の作成・進捗管理を行う。
- ②司令塔組織が関係省庁間の調整を行うことにより、政府一体となって輸出拡大を図る体制を整備し、輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化、輸出手続きの迅速化、意欲ある輸出事業者の支援、生産段階での食品安全確保への対応強化等を進める。
- ③海外の規制・ニーズに対応できる産地の生産基盤を強化するため、法律による輸出事業計画に基づく、日本政策金融公庫による低利融資等の支援に加えて、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）によるグローバル産地づくりや、輸出向け施設整備に対するハード支援を推進する。
- ④T P P、日 E U・E P A、日米貿易協定を最大限活用し、海外における販売促進活動の更なる強化・充実を図るため、G F Pによる商社等のマッチングや輸出診断の機能強化を図るほか、輸出の商流構築支援、品目、国・地域を重点化した戦略的プロモーション、輸出拡大が期待される分野・テーマ別の輸出先市場開拓等の支援を行う。
- ⑤モノの輸出のみならず食産業の海外展開など、生産者等の所得につながる海外需要の獲得のための取組を推進する。
- ⑥輸出促進に当たっては、日本の強みが失われないよう、海外での品種登録の促進や、G Iによる保護を強化するほか、和牛遺伝資源や植物新品種の保護のための法制度を整備する。
- ⑦上記の施策を総合的に講じることにより、我が国農林水産物の潜在力を最大限引き出すこととし、1兆円目標の次の目標を定める。

2. 肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト

牛肉・牛乳乳製品の国内需要の増加への対応と輸出の一層の拡大を目指すためには、高品質な牛肉・牛乳乳製品を安定的に供給できる生産体制を構築する必要がある。

このため、引き続き、畜産クラスター事業等による体質強化、自給飼料の増産、加工施設の再編合理化によるコスト縮減の取組等を進めるとともに、新たに牛肉・牛乳乳製品の生産基盤の強化に直結する施策を講ずる。

(1) 肉用牛及び酪農の生産基盤強化

- ①輸出の拡大に向けて和牛の増産を強力に進めるため、繁殖雌牛の「増頭奨励金」の交付、公共牧場等で優良な和牛を生産するための繁殖雌牛の導入や施設等の整備、和牛受精卵の利用を推進する。
- ②生乳生産が減少している都府県酪農の生産基盤の強化を図るための「増頭奨励金」の交付、酪農家によるチーズ向け原料乳の高品質化、チーズ生産者が取り組む規模拡大や生産性向上に必要な施設整備を推進する。

(2) 肉用牛・酪農の増頭・増産を支える環境整備

- ①畜産クラスター事業の要件を見直し、中小規模農家の規模拡大を支援するとともに、後継者がいない家族経営の経営資源について地域の担い手への円滑な継承を推進する。
- ②増頭に伴う家畜排せつ物の土づくりへの活用を促進するため、家畜排せつ物処理施設の機能強化・堆肥のペレット化等を推進する。

(3) 生産現場と結びついた流通改革の推進等

- ①増頭に伴う子牛の取引の円滑化を図るため、家畜市場の再編整備を促進する。
- ②国産食肉の生産・流通体制を強化するため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者がコンソーシアムを組織し、食肉処理施設を再編整備する場合、施設・機械等の整備を促進する。

これらの取組を通じて、2035年度までに和牛の生産量を30万トン（2018年14.9万トン）まで拡大させる。

3. 新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、生産体制を一層強化することが必要である。このため、引き続き、産地生産基盤パワーアップ事業等により生産コストの低減、販売額の増加などの産地の収益力強化を進めるとともに、新たに園芸作物の生産基盤の強化を図るための施策を講ずる。

(1) 省力型生産体系の導入による野菜・果実等の増産

- ①野菜の機械化一貫体系や環境制御技術、果樹の省力樹形、切り花の暑熱対策技術の導入等により、労働生産性と品質の大幅な向上を図る。

- ②平坦で作業性の良い水田等を活用した果樹の増産、端境期における野菜の生産拡大等を推進する。
- ③全国の産地がレベルアップし、国内外の市場の担い手となれるよう、早期の成果を出そうとする産地の支援や作業支援組織の育成等により、産地の競争力・収益力強化の取組を加速化する。

（２）経営基盤の継承の円滑化

- ①中小・家族経営が保有する園芸施設・機械・園地の再整備・長寿命化等により、新規就農者等への継承を推進する。
- ②堆肥の活用等により全国的な土づくりを展開する。

（３）貯蔵・加工等の拠点インフラの整備

- ①輸出や加工・業務用等の新市場を獲得するため、長期貯蔵、冷凍・加熱加工、物流等の拠点インフラを整備する。
- ②複数の産地・農業者と協業して新市場が求めるロット・品質での供給を担う拠点事業者を育成する。
- ③統一規格パレット等と関連機材の導入により、広域間の物流を大幅に効率化するための共通ルール・体制の構築を推進する。

これらの取組を通じて、2030 年までに加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）を 145 万トン（2018 年 98 万トン）まで拡大する。

４．水田農業における高収益作物等への転換

水田での生産をコメから国内外の消費者需要のある野菜や果樹、麦、大豆などへ転換していくことで、水田農業の高収益化を強力に推進する。

- ①国や地方公共団体等が連携し、「水田農業高収益化推進計画」に基づいて水田で野菜や果樹などの高収益作物を導入する産地に対して、農業農村整備事業による水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に支援する。
- ②これにより、令和 7 年度までに加工・業務用野菜の国産への置き換えや果樹の輸出拡大等の水田農業における高収益作物の産地を 500 創設する。
- ③国、地方公共団体、生産者団体等が連携し、水田における麦・大豆の収量・品質の安定化に向け、排水対策の更なる強化、多収性や病害抵抗性を有する新品種への切り替え、農地集積・集約化やスマート農業の活用による生産性の向上等の取組を進める。

- ④なお、消費者の需要を踏まえた経営判断を支援するため、経営形態ごとの異なるリスクにも対応できるよう、収入保険、ナラシ対策、野菜価格安定制度、収穫共済など収入減少を補填する機能を有する同趣旨の関連施策全体の検証を行い、「総合的かつ効果的なセーフティネット対策」の在り方を検討する。

5. スマート農林水産業の現場実装とデジタル政策の推進

ドローンやIoT、AI等を活用してスマート農林水産業の現場実装を強力に推進するとともに、デジタル技術を前提として政策のあり方を見直す農業デジタルトランスフォーメーション（農業DX）を推進する。

（1）スマート技術の現場実装の加速化

- ①スマート農業実証について、果樹や加工・業務用野菜、畜産など更なる実証が必要な品目を中心に拡大するとともに、優先採択枠の設定により、被災地や中山間地域での実証を推進する。
- ②スマート農業の現場実装の加速化に資するよう、シェアリングなどスマート農業技術を安価に提供する新サービスの創出を促進する。
- ③急速に普及しているドローンによる農薬散布については、令和4年度までに100万haまで散布面積を拡大する。
- ④スマート農業の持続的な展開に向け、地域での戦略づくりや、スマート農機の現場導入の際の安全性確保策の検討、スマート農業教育、農業データ連携基盤（WAGRI）の活用促進、情報ネットワーク環境の整備などを総合的に推進する。
- ⑤農林水産業の完全自動化・無人化など農林水産分野におけるイノベーションを推進するため、挑戦的で中長期にわたる研究開発を推進する。
- ⑥森林資源のデジタル化やICTを活用したスマート林業技術の現場実装の推進、木質系新素材の開発・実証を進める。
- ⑦水産物の生産から流通にわたる多様な場面で得られたデータの連携・共有・活用を可能とするデータ連携基盤を構築する。
- ⑧これらの取組を通じて、2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することを実現する。

（2）農業デジタルトランスフォーメーション（農業DX）の実現

- ①農林水産省共通申請サービス（eMaff）を構築し、農林水産省の全ての補助金申請を含めた行政手続を、必要な情報をID連携により民間サービス等から取り込みつつ、電子的に行える環境を整備する。
- ②制度別に個別に管理されている農地関連データについて、デジタル地図や農林水産省共通申請サービスを活用して、オープンデータ化されている筆ポリゴンとの紐づけを通じて一元化を行い、効率的な管理や効果的な活用が行える環境を整備する。

- ③農業者や行政が利用するデータ項目の標準化を進め、データの相互運用性を高め、効率的な情報の把握・分析を可能とする。
- ④農業者向けスマートフォンアプリ（MAFF アプリ（仮称））を来年４月に本格稼働し、共通申請サービスと連動して個々の農業者の属性・関心に応じた営農・政策情報を提供する。

6. 農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進

地域の農林水産業が確実に次世代に引き継がれるよう、中小・家族経営の経営基盤の継承のための仕組みと合わせて、農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着を促進する。

- ①幅広い世代の農林水産業への就業を促進する観点から、就職氷河期世代の就業を後押しするための研修期間に必要な資金の交付、50 歳台の者も対象とする農業研修機関による研修への支援等を行う。
- ②実践的なリカレント教育の充実や、高校生等のインターンシップの促進、農村地域における起業の促進等を通じて、多様な者が農林水産業に関わる機会を創出する。
- ③地域のサポート機関による準備段階から経営開始時までの一貫したサポート体制の構築、住宅と農地のセットでの紹介など、地域における新規就農者の受入体制を充実する。
- ④就職氷河期世代を含めた林業への新規就業者の確保・育成のため、就業ガイダンスの開催や、就職希望者の林業への適性を判断するためのトライアル雇用等を実施する。

7. 棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化

農業農村整備事業等による基盤整備をはじめ、収益性の高い農業と棚田等の地域資源を活用した様々な取組を推進することで、中山間地域の所得向上を実現する。

- ①中山間地域における所得向上に向けた計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に実施し、収益性の高い農産物の生産・販売等を促進する。
- ②地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に推進する。
- ③棚田地域振興法の施行を受けて棚田地域の振興に取り組む地域に対し、必要な調査や景観修復などの棚田保全・振興の取組開始に必要な環境整備を推進する。
- ④これらの取組により、令和６年度までに中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を 250 地区創出する。

8. 食品産業・ベンチャー企業等との連携強化

食品関連の事業者や先端技術に関するベンチャー企業等と農業者・農協との連携・協働を促進し、農業者の所得向上に資する取組を促進する。

- ①食品関連・ベンチャー企業等が、農業者や農協と協働（パートナー）で行う地域農産物やその加工品の輸出のための施設整備や、ドローン等の先端技術を活用した農作業支援等の取組を促進する。
- ②輸出事業者が作成し認定を受けた輸出事業計画について、食品等流通合理化法及び HACCP 支援法に基づく認定計画等とみなして、日本政策金融公庫等による融資、債務保証等の支援措置の対象とする。

9. 人手不足にも対応した食品流通の合理化

生産基盤の強化により、農業者の所得向上を実現するためには、生産現場での取組と一体的に安定した食品流通を確保することが不可欠である。このため、先端技術の活用等によりトラックドライバーをはじめとする食品流通に係る人手不足等の問題に対応し、サプライチェーン全体での合理化を推進する。

- ①ストックポイント（物流拠点）の整備・活用や、集出荷場の集約等により共同輸配送の取組を推進する。
- ②コールドチェーンの確立や物流事業者の連携強化により、トラック輸送から船舶・鉄道輸送へのモーダルシフトを推進する。
- ③産地における貯蔵施設の整備と合わせて、長期貯蔵に係る技術の実証・開発により産地のバッファー機能を拡大し、出荷の平準化を図る。
- ④機械荷役に対応した統一規格の輸送資材（パレット、台車、フレコン）や関連機材の導入と合わせて、標準パレットサイズに合う段ボール等の導入を進めることにより、積載率低下を抑制しつつ、手荷役から機械荷役への転換を図る。
- ⑤RFID等の技術を活用した商品・物流情報のデータの連携・共有等により、物流センターにおける検品作業の簡素化など、関連業務の効率化・省力化を図る。

10. 激甚化する自然災害への対応の強化

台風や大雨等の自然災害で被災された農林漁業者の生業の早期再開を支援するとともに、激甚化する自然災害に備え、農林漁業インフラの防災・減災、国土強靱化対策、セーフティネットの整備などにより災害にも負けない農林水産業を実現する。

- ①台風 15 号や台風 19 号等により被災した農林漁業者の早期事業再開を実現するため、災害査定の効率化や農地の迅速な復旧を進めるほか、農業ハウスなどの事業用施設の迅速な復旧、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子化による支援など、万全な措置を講ずる。

- ②被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組む産地への支援や、被災地へのスマート農業の実証等により、新たな取組による営農再開を支援する。
- ③農業用ハウスの補強や耐候性農業ハウスの導入、卸売市場への非常用電源設備の導入等の生産・流通等施設の強靱化を進める。
- ④農業水利施設の整備・改修、ため池の補強・統廃合、治山施設の設置や森林の整備のほか、漁港の耐震化など、農林漁業インフラに係る防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の取組を進め、令和2年度までに必要な対策を完了又は概成するとともに、3か年緊急対策終了後もこれらの防災・減災、国土強靱化対策を中長期的に推進し、災害に強い農山漁村の創造に取り組む。
- ⑤収入保険について、各地域に農業共済組合、JA、集荷業者等で構成する推進体制を構築し、関係者が一丸となって普及推進・利用拡大に取り組む。
- ⑥園芸施設共済について、集団加入に適した割引パッケージの導入等により、加入を推進する。
- ⑦収穫した農産物や倉庫等の農業関係施設についても自然災害により甚大な被害が発生していることから、農林水産省と損害保険会社、農業共済団体等とが連携・協力し、官民一体となって、農業者への農業保険及び民間保険の普及推進に取り組む。

11. CSF・ASFなど家畜疾病対策の強化

国内で発生したCSFの封じ込め及びアジア各国において感染が広がるASFの国内への侵入防止のため、関係省庁と連携して万全の対策を講じる。

- ①農場における更衣室や防鳥ネットの整備、地域における車両消毒施設の整備を進め、バイオセキュリティ対策を強化するとともに、講習会の開催により、飼養衛生管理を徹底する。
- ②野生イノシシの捕獲の強化、経口ワクチン散布、ごみ対策の徹底など、関係省庁が連携し、野生イノシシ対策を着実に実施する。
- ③予防的ワクチン接種プログラムに基づき、飼養豚へのワクチン接種を円滑に実施するとともにワクチンの生産体制の整備を行う。
- ④家畜保健衛生所及び研究施設における検査機器の整備、動物検疫所における探知犬の増頭、検査検疫体制の強化を行うとともに、畜産物の違法持ち込みへの対応厳格化を行い、関係省庁が一体となって水際検疫体制を強化する。
- ⑤ASFのサーベイランスを強化するとともに、万が一の発生に備え、殺処分に係る機材等を動物検疫所に整備し、防疫体制を強化する。
- ⑥我が国におけるCSFの発生状況、拡大要因について分析するとともに、アジアにおけるASFの感染拡大も踏まえ、家畜伝染病予防法の改正に向けた検討を進める。